

平成 25 年 1 月 30 日  
原子力規制庁

## **平成 24 年度第 3 四半期の保安検査の実施状況について**

- I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について
- II. 加工事業者、原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）、再処理事業者及び使用者に係る保安検査について
- III. 廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設並びに原子炉施設（廃止措置）に係る保安検査について

## 保安検査の結果等のとりまとめについて (平成24年度第3四半期)

平成24年度第3四半期(10月～12月)に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づく保安検査の結果等を報告する。

### I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について(別添1参照)

#### 1. 平成24年度第3回保安検査<sup>\*1)</sup>の結果

##### (1) 検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者(以下「原子炉設置者」という)及びその従業者が守らなければならない保安規定<sup>\*2)</sup>の遵守状況に関して、原子炉等規制法第37条第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

\*1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所で実施した保安検査は平成24年度第2回保安検査となる。

\*2) 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

##### (2) 検査実施期間及び検査実施者

別表1に示す期間(2週間程度)に各発電所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

##### (3) 検査内容

別表1に示すとおり、各規制事務所が発電所毎に、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各事務所共通で実施することとしている「長期停止に伴う保全計画の策定と実施状況」、「警報の記録に関する現状の装置やその運用の状況」及び「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況」について計画に従って確認した。

##### (4) 検査結果

検査の結果は、別表1に示すとおりである。独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター原子炉施設(以下、「高速増殖原型炉もんじゅ」という。)において、「違反」に該当する事象が認められた。また、「監視」<sup>\*3)</sup>に該当する事象が別表2のとおり、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において5件<sup>\*4)</sup>、柏崎刈羽原子力発電所において2件<sup>\*4)</sup>確認された。

\*3) 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

\*4) 確認された「監視」は、以下のとおり。

○福島第一原子力発電所

- ・新設及び改良した設備に関する工事部門から発電部門への移管手順の不明確について
- ・不適合管理における管理対象判断基準の不明確について
- ・保安規定で定める運転上の制限に関する警報の記録に関する手順の不明確について
- ・淡水化処理設備3のドレンホース抜けによる処理水漏えいについて

- ・3号機タービン建屋ろ過水移送用ホースからの漏えいについて

○柏崎刈羽原子力発電所

- ・5号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて
- ・低レベル放射性廃棄物（濃縮廃液分析試料）の誤廃棄について

(5) 高速増殖原型炉もんじゅにおける保安規定違反の概要

保全計画に従った点検が行われていない機器が多数あり、この中には安全上重要度の高い機器も含まれている事実を確認した。本件は、原子炉等規制法に違反するものと判断し、同法に基づき未点検機器に対する点検の実施等の保安措置を命ずるとともに、本件の事実関係の調査、原因と対策等について報告を命じた。本件については、引き続き事業者からの報告内容を踏まえ、必要な対応を行うこととする。

2. 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

(1) 検査内容

今回の検査においては、別表3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(2) 検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反判定区分に該当する事象は認められなかった。

II. 加工事業者、原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）、再処理事業者及び使用者に係る保安検査について（別添2参照）

平成24年度第3回保安検査の結果は、以下のとおり。

(1) 検査の目的

加工の事業、原子炉（試験研究の用に供するもの）の設置、運転等、再処理事業及び核燃料物質の使用等に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）、再処理事業者及び使用者、並びにその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第50条第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、全国の原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官及び安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付に所属する原子力保安検査官等が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所毎に、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別添2に示すとおりである。加工の事業、原子炉（試験研究

の用に供するもの)の設置・運転等、再処理の事業及び核燃料物質の使用等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

### Ⅲ. 廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設並びに原子炉施設（廃止措置）に係る保安検査について（別添3参照）

平成24年度第3四半期における保安検査の結果は以下のとおり。

#### （1）検査の目的

廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び原子炉施設（廃止措置）の原子力安全を確保するために、廃棄事業者、原子炉設置者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第5項又は第51条の18第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

#### （2）検査実施期間及び検査実施者

別添3に示す期間において、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び原子炉施設（廃止措置）を担当する原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

#### （3）検査内容

今回の検査においては、別添3に示すとおり施設ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、記録書類などの物件の検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。この内、日本原子力発電（株）東海発電所（廃止措置）については、平成24年8月に最終報告された東海発電所廃止措置計画認可申請に係るデータ誤入力を踏まえて、措置された再発防止対策の実施状況についても確認した。

#### （4）検査結果

検査の結果は、別添3に示すとおりである。廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び原子炉施設（廃止措置）において、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

別表 1 : 平成 24 年度第 3 回保安検査 検査項目及び検査結果

(1 / 18)

発電所名	北海道電力株式会社泊発電所
検査実施期間	11月26日(月) ~ 12月7日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は、保安検査 基本方針*1)に基づく検査項目。)</p> <p>①不適合管理の実施状況  ②東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況  ③長期停止に伴う特別な保全活動の実施状況  ④運転管理(異常時の措置)の実施状況  ⑤地震・火災等発生時の措置の実施状況  ⑥若手層と管理者による不適合事例教育の実施状況(抜き打ち検査)  ⑦地震・津波を想定したシミュレータ対応操作教育等の実施状況(抜き打ち検査)  ⑧事故時等における警報の記録装置に係る保守・運用状況(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目*2)  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理の実施状況」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況」、「長期停止に伴う特別な保全活動の実施状況」、「運転管理(異常時の措置)の実施状況」及び「地震・火災発生時の措置の実施状況」等を基本検査項目として、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「不適合管理の実施状況」については、保安規定及び社内規程等に基づき、管理区分を設定し、原因の分析、是正処置及び予防処置が適切に実施され、併せて不適合処理の促進、類似・再発事象の整理が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策」については、代替海水取水ポンプ車の配備が実施された他、水素爆発防止対策及び免震重要棟設置等に係る継続的な検討など、中長期対策が適切に実施されているとともに、事業者の自主対策として、泊1号及び2号機原子炉建屋及び原子炉補助建屋の海拔15mを超える浸水対策の実施、泊1号及び2号機蒸気発生器直接給水設備の設置が完了したことを確認した。また、配備された資機材については、要領に基づく維持・管理が計画どおり適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「長期停止に伴う特別な保全活動の実施状況」については、泊1号及び2号機の各機器に対して、長期的な劣化抑制、健全性確認及び機能維持等の観点で、継続して保管対策が実施されていることを確認した。また、泊1号及び2号機の追加保全については、本年11月で完了しており、当該追加保全に起因した不適合が発生していないことを、「不適合管理台帳」にて確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づいた保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会等を行った結果、問題となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

\*1) 各規制事務所における前年度の評価結果及び当該年度の各規制事務所共通の留意事項を踏まえ、各規制事務所が当該年度の検査で実施する項目及び実施時期を明確にしたもの。

\*2) 違反事項の取扱に定める違反の区分で「違反1」、「違反2」又は「違反3」の判定を行った場合等に実施する検査。

発電所名	東北電力株式会社東通原子力発電所
検査実施期間	11月26日(月) ~ 12月7日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①品質マネジメントシステムの維持・改善状況</p> <p>②安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>③不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況</p> <p>④東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況</p> <p>⑤内部監査の実施状況</p> <p>⑥事故時等における記録およびその保存の徹底について (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、基本方針に基づく検査項目として「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」、「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況」を選定し、検査を実施した。また、「安全文化醸成活動の実施状況」、「内部監査の実施状況」について、検査を実施した。さらに、抜き打ち検査項目として「事故時等における記録及びその保存の徹底について (抜き打ち検査)」を選定し、検査を実施した。このうち、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」は本店においても、検査を実施した。「安全文化醸成活動の実施状況」、「内部監査の実施状況」については、本店のみの検査とした。本店の検査には、新井地域原子力安全統括管理官(青森地域担当)が参加した。</p> <p>検査の結果、「品質マネジメントシステムの維持・改善状況」については、発電所品質目標の策定に係る本店の業務プロセスを確認したところ、社内基準に従って、全体を取り纏めるとともに、各発電所等の内容を確認するプロセスとしていることを確認した。また、平成24年度上期等に対するマネジメントレビューの実施状況について、社内基準に従って、マネジメントレビューを実施し、各部門の品質目標及び保守管理目標を見直し中であることを確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置、予防処置の実施状況」については、東通原子力発電所で発生した不適合並びに社内及び他社から入手した不適合に対する水平展開状況を確認した。処置期限に係る社内目標を遵守し、進捗状況を管理しつつ、適切に対応していることを確認した。また、有効性評価を継続していることを確認した。</p> <p>東通原子力発電所で発生した不適合の件数を抜き取り、その対応状況について、社内基準に従って原因究明、処置等を実施していることを確認した。また、人的過誤に係る直接原因分析についても、社内基準に従って実施していることを確認した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策の実施状況」については、フィルターベント装置、免震重要棟設置等の検討を進めていることを確認した。また、防潮壁、防潮堤、建屋水密化に係る工事等が計画に従って進められていることを確認した。年度当初に計画した緊急時安全対策に係る訓練について、計画に沿って、所定の訓練を実施していることを確認した。東京電力(株)福島第一原子力発電所での事故を教訓として、津波安全対策教育資料が作成され、発電所内の全ての従事者を対象とした教育が実施される仕組みであることを確認した。</p> <p>その他の検査項目についても、各保安活動は、保安規定に基づき適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると選定した検査項目等に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東北電力株式会社女川原子力発電所
検査実施期間	12月3日(月) ~ 12月14日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>① <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</u></p> <p>② <u>保守管理の実施状況</u></p> <p>③ 調達管理の実施状況</p> <p>④ 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑤ 警報記録に係る保守点検等の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b> なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、「電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係わる対応要領書」に基づき、資機材の点検が確実に実施されていることを確認した。中期対策についても、原子炉建屋ベント装置および水素検知器設置工事が計画どおり着実に進捗していることを確認した。また、更なる対策として、緊急対策室非常用電源の強化を図るため、非常用発電機の屋上への設置工事および電源供給の多様化、電源車ケーブル接続の迅速化を目的とした高台電源センター等の設置工事を計画していることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」については、保安規定に基づき特別な保全計画を策定するとともに、「東北地方太平洋沖地震に伴う設備健全性確認実施計画書」に基づき点検方針および点検計画に従い適切に点検が実施されていることを確認した。また、更なる停止期間の長期化に備え「停止期間中に運転(待機)を継続している、安全管理に必要な重要系統・機器について必要な点検(安全維持点検)を実施すること」、「実施期間を定め適切な工程管理を行うこと」、「プラント停止期間中の設備維持管理のため、必要に応じて保全パトロール等(設備巡視、定期運転立会、代替機能確認)を実施する」との点検方針を策定していることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験(3号機非常用ガス処理系(A)の手動起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東京電力株式会社福島第一原子力発電所
検査実施期間	12月3日(月) ~ 12月18日(火)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目</b></p> <p>①原子炉注水系に係る保安活動の実施状況</p> <p>②汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況</p> <p>③電気設備に係る保安活動の実施状況</p> <p>④発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理に係る保安活動の実施状況</p> <p>⑤「事故時等における記録及びその保存の徹底について」の確認(抜き打ち検査)</p> <p>⑥放射線管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦過去の違反事項(監視)に係る改善措置状況</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>①不十分な保守管理計画</p> <p>②柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、原子炉注水系設備、汚染水処理設備、電気設備及び発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理に係る保安活動の遵守状況の他、震災で中断された平成22年度第4回保安検査で改善状況を確認する予定であった項目(監視1件、違反2件)を含む過去の違反事項に係る改善措置状況の確認を基本検査項目とした。さらに、抜き打ち検査として、放射線管理の実施状況及び事業者から平成24年9月に報告された「事故時等における記録及びその保存の徹底について」の確認も基本検査として実施した。</p> <p>検査の結果、原子炉注水系設備については、運転管理及び保守管理がマニュアルに則り適切に実施されていることを確認した。新たに設置されたバッファタンク用冷凍機やタービン建屋内炉注ポンプの炉心スプレイ系ライン等についても、保全計画が策定され、設備の移管に伴って必要となるマニュアル類の整備が行われていることを確認した。原子炉注水系設備に係る教育・訓練については、マニュアルに基づき、教材を準備し、要員の力量に応じた研修を計画的に実施していることを確認した。原子炉注水系設備の調達管理については、現場での施工内容が調達要求事項に合致していることを施工要領書や施工報告書によって確認しており、ポリエチレン管施工に関する資格は、施工要領書と民間会社の講習受講時の講習会参加者リストにて確認していた。不適合管理については、8月30日に発生した1～3号機における原子炉注水流量に関する運転上の制限からの逸脱事象、11月26日に発生した3号機原子炉注水流量に関する運転上の制限からの逸脱事象並びに現在も続いている炉注水量の自然減少事象に対して、マニュアルに基づき適切に対処していることを確認した。</p> <p>常用高台炉注水ポンプ及び非常用高台炉注水ポンプ周辺の原子炉注水設備に関する保安活動の現場実施状況については、事業者の巡視点検の実施状況を現場で立ち会い、適切に行われていることを確認するとともに、原子炉注水設備に対する異常時の措置を行うために必要な消防用ホースの現場確認を行い、必要数が配備されていることを確認した。</p> <p>以上の確認結果から、原子炉注水系設備の運転管理、保守管理並びに不適合管理はマニュアルに従って実施されており、原子炉注水系設備に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。</p> <p>汚染水処理設備については、ガイドに基づき、交換品リスト及び消耗品リストを作成し、交換品の必要数量の評価や消耗品の定期的な交換・補充を行い管理していることを確認した。汚染水処理関連設備の運転・保守において発生する廃棄物はマニュアルに基づき、実績と予測が廃棄物管理Gに報告されていることを確認した。また、使用済セシウム吸着塔は管理要領に基づいて保管管理が行われていることを確認した。セシウム吸着装置、第二セシウム吸着装置及び多核種除去設備の運転により今後想定される発生量に対して、保管場所を確保するため、一時保管施設の追</p>

設を順次計画していることを確認した。汚染水処理関連設備の運転・保守に必要な運転員の力量確認は要領類に基づき、必要な力量を明確にして教育・訓練を行い、記録していることを確認した。汚染水処理関連設備の巡視点検は要領に基づき、適切に実施されていることを確認した。不適合管理においては、水処理を所掌するグループの管理状況を確認したところ、組織として管理すべき原子力安全や放射線安全等に関わる不適合事象が、その他の不適合として管理されていた。組織として管理する不適合の明確な判断基準がないまま、GM個人の判断に委ねられており、その判断にバラツキが生じていることから、保安規定違反（監視）と判断した。

蒸発濃縮装置に係る漏えいの再発防止の観点から、R0-3 床面防水塗装及び油分分離装置設置場所の堰について現場確認を行うとともに、油分分離装置については漏えい発生時の堰からの溢水評価について確認を行った。また、3号機滞留水移送耐圧ホースのポリエチレン管への変更工事状況について現場確認の結果、適切に実施されていることを確認した。

また、保安検査期間中の平成 24 年 12 月 10 日に発生した淡水化処理設備-3 における処理水の漏えい事象は淡水化処理設備の改造や運転管理の改善が必要であることから、保安規定違反（監視）と判断した。平成 24 年 12 月 11 日の 3 号機タービン建屋 1 階廊下におけるろ過水の漏えい事象は、過去の事例から継ぎ手部からホースが抜け外れることを想定し、慎重な機器の操作法等何らかの予防対策を講じることができたが、それを実施していなかったことから、保安規定違反（監視）と判断した。

以上の確認結果から、汚染水処理設備の運転管理、保守管理並びに不適合管理は、関連するマニュアルに従って実施されており、上記の監視事項を除き、汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。

電気設備では、南側 66kV 開閉所設備、所内共通 M/C2B、所内共通ディーゼル発電機（A）、（B）及び南側 66kV 開閉所とメタクラの遠方監視装置について、設備追加に伴いマニュアル類が整備され、それらに基づいて保全計画が策定され、手順書、マニュアル等に関する変更も適切に実施されていることを確認した。しかし、安定化センターにて、設備の新設及び改良が行われた後、設備の運用開始にむけた設備管理箇所（発電部門）への移管手順が確立されていないことから、今後の設備の新增設及び改良後の設備の機能要求事項の確保及び状態管理が十分に行われないうりリスクがあることが確認された。本事象は業務に必要なプロセスが確立されていないので、保安規定違反（監視）と判断した。5号機及び6号機の非常用ディーゼル発電機、電気設備（M/C）及び関連機械設備については、「震災後の長期停止に伴う福島第一原子力発電所 5号機（6号機）点検長期計画」にて保守管理を実施している。5号機及び6号機の非常用ディーゼル発電機に関する定例試験とその記録の通知は適切に実施されていることを確認した。

電気設備については、所内共通ディーゼル発電機（A）、（B）及びその関連設備の設置状況が適切であることをそれらの設置場所である使用済燃料共用プール建屋において確認した。

以上の確認結果から、電気設備の運転管理及び保守管理はマニュアルに従い適切に実施されており、上記の監視事項を除き、電気設備に係る保安活動の実施状況は適切であると判断する。

発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理については、一時保管エリアの設定がマニュアルに基づいた手順に従って実施されていることを確認した。敷地境界線量 1 mSv/年を達成するための対応については、高線量の瓦礫等の保管候補地の選定の際に敷地境界への距離や覆土等による遮へいを考慮していた。設置済みの一時保管エリアについては実績の表面線量率を評価に反映するとともに、高線量瓦礫を敷地中央に移動し、瓦礫の自己遮蔽効果を利用するなどの措置を検討していることを確認した。覆土式一時保管施設からの敷地境界線量評価値は 1～4 槽分で 0.058mSv/年となる。瓦礫の運搬に関しては、マニュアルに基づいて管理票により一時保管または取り出しの申請がなされ、内容の確認、一時保管エリアの指定、及び運搬時の措置について通知していることを確認した。覆土式一時保管施設への一時保管にあたっては、金属瓦礫とコンクリート瓦礫を混ぜ合わせて、瓦礫の種類等に関わらず可

能な限り収納効率を高めるように配置するとともに、運搬にあたっては飛散抑制対策を講じていることを確認した。覆土式一時保管施設の空間線量率、空气中放射性物質濃度、地下水の分析及び巡視については、マニュアル及びガイドにより、空間線量率、空气中放射性物質濃度、地下水の分析及び巡視を行っており、測定結果及び巡視結果は記録を作成し、管理していることを確認した。異常時の対応に必要な資材については、異常時の都度、調達を行う計画となっているが、蛇腹ハウスやテントの膜材の破れ等、蓋然性の高い事象に対して、予め予備品の準備等を検討していることを確認した。

瓦礫等の管理に係る現場確認として、覆土式一時保管施設及び仮設保管設備（Aテント）において瓦礫が適切に保管されていることを確認するとともに、Eヤードにおいてβ汚染物が適切に保管されていることを確認した。

以上の確認結果から、発電所の敷地内で発生した瓦礫等の運用管理はマニュアルに従い適切に実施されており、保安活動の実施状況は適切であると判断する。

平成24年9月に事業者から提出された報告書「事故時等における記録及びその保存の徹底について」の記載内容が実態と一致しているかどうかを確認するため、抜き打ち検査として、5号機、6号機のアラームタイプに関して、現状の装置の仕様等及び保守管理の方法について現場確認を含む検査を実施した。報告書の内容は、設備の実態と齟齬がなく、適切であった。また、免震重要棟遠隔監視室及び水処理制御室における保安規定第12章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容について検査を実施した。免震重要棟遠隔監視室における警報装置のうち、記録すべき警報の範囲が明確でなく、保安規定要求の記録の作成、保管が適切に実施されない状態にあることが確認されたことから、保安規定違反（監視）と判断した。水処理制御室における保安規定で要求される警報装置から発生された警報の内容については、適切に選定され、記録される仕組みとなっていることを確認した。

放射線管理については、被ばく管理が適切に実施されていることを確認するため、「協力企業作業員のAPD未着用」事象の再発防止対策を中心にして、抜き打ち検査として現場確認を実施した。確認の結果から、現場での日常的な被ばく管理は適切に実施されていると判断した。

過去の違反事項に係る改善措置状況については、平成23年度第1回保安検査における「監視」2件、即ち「巡視点検における体制に関する一部不明確について」及び「保安活動に使用する社内規定の位置付けについて」の対策実施状況を確認し、改善が確認できたため完了とした。また、平成24年度第1回保安検査における「監視」、即ち「協力企業作業員のAPD未着用」について、対策実施状況を確認した。これまでのところ、事象の再発はなく改善されているが、今後も有効性を確認していく。震災で中断された平成22年度第4回保安検査で改善状況を確認する予定であった監視1件及び違反2件についても、その改善状況を確認した。「福島第一、福島第二及び柏崎刈羽原子力発電所における放射性液体廃棄物を非放射性液体廃棄物処理系排水管へ誤接続し放出した事象について」及び「福島第一原子力発電所5号機における原子炉隔離時冷却系の機能の喪失について」の2件については対策実施状況を確認し、改善が確認できたため完了とした。「福島第一原子力発電所原子炉圧力容器最低使用温度の評価誤り」については、ほとんどの対策は終了していたが、本店の発行する正式版影響評価書による対策が未実施であったため、今後も改善実施状況を確認していく。

追加検査項目は「不十分な保守管理計画」及び「柏崎刈羽原子力発電所、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の点検周期を超過した機器における保安規定違反」の2件であるが、いずれも対策の検討中または実施途中であったため、今後も改善実施状況を確認していく。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、事業者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、運転員が免

震重要棟に常駐し、プラントの状況を適切に監視していること、並びに当直長の業務が次の当直長に引き渡されていることを、運転日誌、引継日誌及び免震重要棟の巡視等で確認した。また、保安活動の現場実施状況については3号機滞留水移送ラインにおけるポリエチレン管のリーク試験等に立ち会い、試験は手順通り実施されていることや設備が健全であることを確認した。

以上の検査結果から今回の保安検査を総括すると、5件の監視事項を除き、選定した検査項目に係る保安活動は、適切に実施されていたと判断する。当委員会は、保安規定を遵守した保安活動を確実に実施するために、保安検査等により改善状況を確認していくこととする。

発電所名	東京電力株式会社福島第二原子力発電所
検査実施期間	12月3日(月) ~ 12月18日(火)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①<u>保守管理の実施状況</u>  ②放射性気体廃棄物管理の実施状況  ③燃料管理の実施状況  ④保安管理体制の実施状況  ⑤警報記録に係る保守点検等の状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>①保守管理の不備に関わる保安規定違反の改善措置状況</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「保守管理の実施状況」、「燃料管理の実施状況」及び「警報記録に係る保守点検等の状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「保守管理の実施状況」については、プラントの長期停止に伴い策定された「特別な保全計画」に従い、冷温停止維持に必要な設備等の保守管理を適切に実施していること、「燃料管理の実施状況」については、保安規定の運転上の制限事項を遵守するとともに、マニュアル等に定められた作業手順に従い4号機の原子炉内に装荷されている燃料を使用済み燃料プールへ移動していること、及び抜き打ち検査として実施した「警報記録に係る保守点検等の状況」については、プリンタやプロセス計算機が報告書「事故時等における記録及びその保存の徹底について(平成24年9月)」に記載されたとおりの仕様であり、保守点検を適切に実施していることを確認した。</p> <p>その他の基本検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>追加検査として実施した「保守管理の不備に係る保安規定違反の改善措置状況」については、直接要因に対する再発防止対策や組織要因を踏まえた再発防止対策をアクションプラン等に従い、今後実施することとしていること、また当該事象に対しては、発電所所長を委員長とする原子力発電保安運営委員会や本店の原子力・立地本部長を委員長とする原子力発電保安委員会にて審議していること及び社長に当該事象に係る根本原因分析実施結果と再発防止対策について報告していることを確認した。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(2号機非常用ディーゼル発電機(HPCS)手動起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	11月30日(金) ~ 12月14日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>① <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況</u></p> <p>② <u>プラントの長期停止に伴う検査</u></p> <p>③ <u>放射性固体廃棄物の管理状況について</u></p> <p>④ <u>定例試験の実施状況&lt;立会&gt; (抜き打ち検査)</u></p> <p><b>2) 追加検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>① <u>2, 3, 4号機計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について</u></p> <p>② <u>点検周期を超過した機器における保守管理の不備について</u></p> <p>③ <u>5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について</u></p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>事務所の基本方針に基づき、今回の保安検査では、基本検査項目において「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う検査」を、また、追加検査項目において「2, 3, 4号機計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」、「点検周期を超過した機器における保守管理の不備について」、「5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」を重点検査項目とし、さらに平成24年度(第3回)保安検査計画書に基づき「放射性固体廃棄物の管理状況について」等の検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者が策定した「柏崎刈羽原子力発電所における緊急安全対策(実施報告書)」に記載されている対策等について、平成24年度第2回保安検査以降の実施状況を検査し、それぞれの対策が計画的に実施されていること、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う各班の要員に対する個別訓練計画が策定され、個別訓練年度計画に従い訓練が実施されていることを確認した。なお、緊急安全対策に伴う種々の工事が継続していることから、今後も保安検査等において進捗状況を確認していくこととする。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う検査」に係る検査では、新潟県中越沖地震後の長期停止プラント(2, 3, 4号機)及び昨年度に定期検査のため停止したプラント(1, 5, 6, 7号機)について、停止期間が長期化することから、停止中のプラントの安全性を確保するための運転管理及び保守管理の実施状況を検査した結果、マニュアルに従い「原子炉設備長期停止の特別な保全計画」を策定し、設備の点検・補修等の保守管理並びに停止中にも機能が要求される設備の定例試験、巡視点検等が実施されていることを確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物の管理状況」に係る検査では、福島第一原子力発電所事故由来放射性物質の降下物の影響確認を行うための降下物の分布調査の実施状況、柏崎刈羽原子力発電所として初の低レベル放射性固体廃棄物の事業所外搬出の実施状況等を確認することを目的として検査を実施し、福島第一原子力発電所事故由来放射性物質の降下物の分布調査については、降下物の影響はないと判定していること、低レベル放射性固体廃棄物の事業所外搬出については、ドラム缶1,400本の事業所外搬出を計画どおり実施し、記録類を作成していることを確認した。</p> <p>「2, 3, 4号機 計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」に係る検査では、2, 3, 4号機計測制御設備の保守管理不備について、平成24年9月28日に原子炉設置者から報告された根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について確認することを目的として検査を実施し、「2, 3, 4号機 特別な保全計画に基づく計器の</p>

点検・校正期間の超過について」対策実施計画に基づき、マニュアル・ガイド作成が行われていることを確認した。なお、今後も保安検査等においてマニュアル・ガイドは制定等、組織要因対策が有効に機能していく仕組みが構築されることを引き続き確認していくこととする。

「点検周期を超過した機器における保守管理の不備について」に係る検査では、点検周期を超過した機器における保守管理不備について、平成24年9月28日に原子炉設置者から報告された根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について確認することを目的として検査を実施し、再発防止対策及びその実施状況を確認した。直接要因に対する再発防止対策については、対策が着実に実施され運用がなされていることを確認した。組織要因分析に起因する再発防止対策については、現在進行中であり、本店はその実施状況等について確認し、適宜、経営層（社長又は原子力・立地本部長）へ報告するとともに、発電所からは、保安運営委員会、保安委員会を通じて、経営層等の確認を受けていくこととしており、今後引き続き保安検査等において確認していくこととする。

「5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」に係る検査では、5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守について、平成24年8月13日に原子炉設置者から報告された根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について、第2回保安検査以降の実施状況を確認することを目的として検査を実施し、再発防止対策及びその実施状況を確認した。直接要因に対する再発防止対策については、対策が着実に実施され運用されていることを確認した。組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置については、現状や役割分担の確認をしている段階であるため、今後、引き続き保安検査等において確認していくこととする。

「抜き打ち検査」に係る検査では、12月4日に定検停止中の1号機の原子炉建屋及び格納容器内の運転員の巡視・点検に立ち会い、設備・機器に異常のないこと及び巡視・点検に係る記録を作成していることを確認した。

その他の検査では、平成24年度第2回保安検査以降に見出された不適合2件について、保安調査を実施してきており、本検査期間中に合わせて検査した結果、当該不適合2件が保安規定違反（監視）事項に該当することを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、平成24年度第3回保安検査を実施した結果を総括すると、原子炉設置者の保安活動の実施状況は概ね良好と評価する。

発電所名	日本原子力発電株式会社東海第二発電所
検査実施期間	12月3日(月) ~ 12月14日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①放射性固体廃棄物管理の実施状況  ②保安教育の実施状況  ③東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況  ④火災防止対策の実施状況  ⑤燃料管理の実施状況  ⑥警報記録に係る保守点検等の状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b>  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」、「火災防止対策の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策の実施状況」については、平成24年第2回保安検査以降、中長期対策として計画されている原子炉建屋水素ベント装置及びブローアウトパネル開放装置の設置が完了し、ほぼ計画通りに進捗していることを確認した。また、原子力総合防災訓練の他、夜間の高圧電源車用ケーブルの接続訓練を行ったことを確認した。</p> <p>「火災防止対策の実施状況」については、平成24年第2回保安検査以降、火災発生防止活動の実実施計画並びに取りまとめ部署及び実施部署を明らかにした防火計画が策定され、その進捗状況について本店の防災委員会で半期毎に実施状況を確認して適切にフォローしており、着実に火災防止対策を進めていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となるような事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	中部電力株式会社浜岡原子力発電所
検査実施期間	11月26日(月) ~ 12月7日(金)、12月12日(水)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②調達管理の実施状況</p> <p>③異常時の措置の実施状況</p> <p>④放射性廃棄物(放射性液体廃棄物、放射性気体廃棄物)管理の実施状況</p> <p>⑤警報記録に係る保守点検等の状況(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、平成24年度第2回保安検査以降の実施状況を確認し、継続中の防波壁設置工事を始めとして、計画した内容が必要に応じて改善され、対策として適切に進められていること、シビアアクシデント対策も含めた緊急安全対策等がハード面及びソフト面から整合のとれた運用が計画され、マニュアルや訓練等に反映されていることなどを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験の立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	北陸電力株式会社志賀原子力発電所
検査実施期間	12月3日(月)～12月14日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②放射性廃棄物の管理状況</p> <p>③保安教育の実施状況</p> <p>④過去の違反事項に係る再発防止対策状況</p> <p>⑤警報記録に係る報告内容の状況確認 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等に必要な機器・資機材の点検、教育・訓練等が、緊急時対応マニュアルに従って確実に実施されていることを確認した。また、中長期計画として策定された対策が、計画に従って着実に進められていることを確認し、今後も実施状況を保安検査等にて確認する。</p> <p>「放射性廃棄物の管理状況」について、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物の管理がそれぞれ適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「過去の違反事項に係る再発防止対策状況」については、サービス建屋(S/B)出入り管理室の監視員が、固体廃棄物貯蔵庫(D/Y)への管理区域入域者からの連絡を受け、入域手続き済みであることを監視カメラにより監視していること等、再発防止対策の実施状況を確認した。</p> <p>「警報記録に係る報告内容の状況確認」について、報告内容等を確認した結果、不備は認められず、中央制御室や現場で適切に運用されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った。その結果、特に問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	日本原子力発電株式会社敦賀発電所
検査実施期間	12月3日(月) ~ 12月14日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②プラントの長期停止に伴う検査</p> <p>③不適合管理の実施状況</p> <p>④異常時の措置の実施状況</p> <p>⑤放射線管理の実施状況</p> <p>⑥定期試験の実施状況(立会)(抜き打ち検査)</p> <p>⑦警報記録に係る保守点検等の状況(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う検査」及び「不適合管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、前回の保安検査以降に実施された緊急安全対策等を確認した結果、2号機において水密扉への取替が13箇所予定の内6箇所が完了、衛星電話及び屋外アンテナの増設、可搬型モニタリングポスト整備の完了等の安全向上対策が着実に実施されていることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う検査」については、1号機において、プラント停止期間が当初想定していた期間より長期化する見込みとなったため、原子炉圧力容器全ブローし、長期にわたり自然乾燥保管としたこと、及び、1号機及び2号機において、系統・機器の保管は、環境毎に計画書で定められた保管状態を構築していることを確認した。</p> <p>「不適合管理の実施状況」については、不適合処理のフローの中で、マネージャー以上が出席するCAP会議の役割を確認した。また、本年度発生した不適合の中から選定した5件について、不適合管理、是正処置及び予防処置が、適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社美浜発電所
検査実施期間	12月3日(月) ~ 12月14日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②品質保証活動及び安全文化醸成活動の実施状況</p> <p>③高経年化を踏まえた保守管理の実施状況</p> <p>④プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況</p> <p>⑤不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>⑥保安規定の変更条項の遵守状況</p> <p>⑦過去の違反(監視)事項に係る改善措置状況</p> <p>⑧引継ぎ、放射線計測器類の管理の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑨警報記録に係る保守点検等の状況(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」、「品質保証活動及び安全文化醸成活動の実施状況」、「高経年化を踏まえた保守管理の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「過去の違反(監視)事項に係る改善措置状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた美浜発電所の緊急安全対策等の実施状況」については、前回保安検査からの進捗状況及び中長期の各対策が適切に計画、実施されていることを確認した。</p> <p>「品質保証活動及び安全文化醸成活動の実施状況」については、平成24年度上期の各活動状況について、中間評価等が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「高経年化を踏まえた保守管理の実施状況」については、前回保安検査以降、高経年化を踏まえた長期保守管理方針に基づく保守管理が進捗していることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う保守管理の実施状況」については、長期停止している美浜1号機及び3号機に対して策定された特別な保全計画に基づき保全活動が実施されていること等を確認した。</p> <p>「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」については、前回保安検査期間中に発生した「美浜3号機 B-非常用ディーゼル発電機 A空気冷却器からの海水漏れ」事象を含む不適合事象について、不適合管理等の実施状況を確認した。</p> <p>「過去の違反(監視)事項に係る改善措置状況」については、平成23年度第4回保安検査において当事務所が保安規定違反(監視)事項とした「事故時操作所則、運転操作所則の改正漏れについて」の是正処置の実施状況を確認した。</p> <p>その他の各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、特段、問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社大飯発電所
検査実施期間	11月26日(月)～12月7日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>① <u>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況</u></p> <p>② <u>プラントの長期停止に伴う管理状況</u></p> <p>③ <u>不適合管理等の実施状況</u></p> <p>④ 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>⑤ 調達管理の実施状況</p> <p>⑥ 各課室の業務実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>⑦ 警報記録に係る報告内容の確認 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う管理状況」、「不適合管理等の実施状況」等を基本検査項目として、検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」については、事故の技術的知見から得られた30の対策及びストレステストで一層の取組を求めた6項目に加え、事業者が独自に実施する対策を含め着実に実施されており、また、中長期計画により更なる安全性の向上及び設備の充実化が継続して図られていることを確認した。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う管理状況」については、3号機及び4号機においては、定格熱出力一定運転中に長期停止に起因した不具合の発生がなかったことから、長期保管方法及び保全活動が適切であったと判断していることを確認した。また、1号機については、追加点検や再検査が適切に実施されているが、来年早々に計画されている燃料取り出しによって、保管状態に比較的大幅な変更が生じることから、特別な保全計画の見直しが予定されていることを確認した。更に、2号機については、定期検査開始から1年を迎える12月16日までに特別な保全計画を策定する予定であることを確認した。</p> <p>「不適合管理等の実施状況」については、発生した不適合は速やかに是正処置プログラム(以下、「CAP(Corrective Action Program)」)検討会で情報共有され、是正処置の内容等はCAP審議会で審議され、必要に応じて適切に見直されていることを確認した。また、ニューシアの情報を活用し、他プラントで発生した不適合の水平展開を積極的に実施していることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づいて各保安活動が実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(3号機非常用Bディーゼル発電機起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	関西電力株式会社高浜発電所
検査実施期間	12月6日(木) ~ 12月19日(水)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策の実施状況  ②定期安全レビューの実施状況  ③不適合管理・是正処置の実施状況  ④燃料管理の実施状況  ⑤教育・訓練の実施状況  ⑥警報記録に係る保守点検等の状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b>  なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策の実施状況」、「定期安全レビューの実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策の実施状況」について、「東日本大震災に係る安全対策の対応状況(高浜発電所)」及び「緊急安全対策に係る関連文書リスト」により計画及び実施状況が管理されており、安全対策用資機材として配備された各種の資機材の保全については、所達に基づき維持管理されていることや、シビアアクシデントへの対応措置に係る水素爆発対策の強化として、静的触媒式水素再結合装置の設置工事が行われていること、さらに、所達の改正についても適切に改訂が行われ、文書管理されていること等を確認した。</p> <p>「定期安全レビューの実施状況」については、高浜発電所1、2号機に対する定期安全レビューの実施に先立ち、評価の実施手順及び実施体制等を明確にした実施計画が策定されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目についても、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験(2号機A非常用ディーゼル発電機起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	11月27日(火)～12月13日(木)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③個人線量計着用の実施状況</p> <p>④運転管理の実施状況</p> <p>⑤事故由来放射性物質の降下物影響確認状況 (抜き打ち検査)</p> <p>⑥警報記録に係る保守点検等の状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>①保守管理の不備等に係る保安規定違反 (違反1) の改善措置の実施状況</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。また、「保守管理の不備等に係る保安規定違反 (違反1) の改善措置の実施状況」について、再発防止策に基づく原子炉設置者の改善措置状況を確認するため、追加検査項目として選定し、安全規制調整官の監理・指導の下、特別な保安検査として実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に関して、全交流電源等の喪失時における対応訓練 (以下、「対応訓練」という。) 及び電源機能等喪失時対応資機材 (以下、「対応資機材」という。) の点検が計画に基づき着実に実施されていること、また、防波壁の強化等の更なる信頼性向上対策や原子炉建物における水素放出設備設置等のシビアアクシデントへの対応措置が着実に進捗していることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に関しては、長期停止している1号機について、「プラント停止時工程管理手順書」に基づき、「保全計画(長期停止時)」が適切に策定及び改定されたこと、また、「島根1号機長期停止に伴う健全性確認実施計画書」に従い健全性確認対象機器及び追加点検対象機器が抽出され、追加点検等が計画どおりに実施されていることを確認した。</p> <p>その他の基本検査項目についても、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>追加検査の結果、「保守管理の不備等に係る保安規定違反 (違反1) の改善措置の実施状況」について、策定された計画に従い再発防止対策が適切に実施されているとともに、策定された計画のすべての事項が実施されたことを確認した。なお、再発防止対策の定着状況については、今後の保安検査等において適宜確認する。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設(2号機原子炉建物等)の巡視・定期試験(2号機非常用電源A-ディーゼル発電機手動起動試験)への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	四国電力株式会社伊方発電所
検査実施期間	12月3日(月)～12月14日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況</p> <p>③内部監査の実施状況 (本店分含む)</p> <p>④1号炉長期保守管理方針に基づく保全管理の実施状況</p> <p>⑤平成24年度品質目標の上期実施状況</p> <p>⑥原子力施設の巡視点検の実施状況 (抜き打ち検査)</p> <p>⑦警報記録に係る保守点検等の状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、発電所にて検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者の策定した対策が、計画に基づき着実に実施されていること、緊急安全対策に係る訓練が実施され、その有効性が評価されていること、配備された緊急時対応用資機材の点検・管理が、緊急時対応用資機材管理マニュアル等に従い適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況」に係る検査では、3号機及び1号機については、特別な保全計画に基づく保全活動が適切に実施されていること、2号機の停止・保管状態については、保守内規に基づく長期停止状態における保全活動が適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定等に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験等への立会を行った結果、特段問題ないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	九州電力株式会社玄海原子力発電所
検査実施期間	11月26日(月) ~ 12月7日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況  ②<u>継続的改善活動の実施状況</u>  ③燃料管理の実施状況  ④放射線管理の実施状況  ⑤保安教育の実施状況  ⑥放射性気体廃棄物の管理の実施状況 (抜き打ち検査)  ⑦警報記録装置の維持管理状況 (抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b> なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査では、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」、「継続的改善活動の実施状況」、「燃料管理の実施状況」、「放射線管理の実施状況」、「保安教育の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等の中長期対策の計画が本店を中心に策定されており、更なる安全性・信頼性の向上のための改善活動が確実に行われていること、並びに設備・資機材の維持管理も適切に実施されていることを確認した。</p> <p>「継続的改善活動の実施状況」については、平成23年度の品質保証活動を踏まえ、品質保証活動を統括する部門により不適合管理業務の客観性の向上を図るための検討及び試行が着実かつ適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき、各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視、定例試験への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	九州電力株式会社川内原子力発電所
検査実施期間	12月3日(月) ~ 12月14日(金)
検査項目	<p><b>1) 基本検査項目 (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</b></p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策等の実施状況</p> <p>②保守管理の実施状況 (土木建築に係るもの)</p> <p>③保安教育の実施状況</p> <p>④放射性廃棄物(気体、液体)管理の実施状況</p> <p>⑤事故由来放射性物質の降下物の影響確認の実施状況</p> <p>⑥巡視点検の実施状況(抜き打ち検査)</p> <p>⑦警報記録に係る保守点検等の状況(抜き打ち検査)</p> <p><b>2) 追加検査項目</b></p> <p>なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策等の実施状況」、「保守管理の実施状況(土木建築に係るもの)」、「保安教育の実施状況」、「放射性廃棄物(気体、液体)管理の実施状況」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。</p> <p>基本検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた発電所の緊急安全対策等の実施状況」については、緊急安全対策等に係る中長期対策が順次計画に沿って実施され、関係する規定類の改正や訓練が実施されていることを確認した。</p> <p>「保守管理の実施状況(土木建築に係るもの)」については、規定類に基づき適切に保守点検が実施され、工事についても関係課との調整を図りながら適切に実施されていることを確認した。</p> <p>その他の検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視・定例試験への立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。</p>

発電所名	独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター 原子炉施設
検査実施期間	11月26日(月) ~ 12月11日(火)
検査項目	<p>1) <u>基本検査項目</u> (下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>I. <u>設備健全性確認実施状況</u></p> <p>II. <u>特別な保全計画(炉内中継装置関連)の実施状況</u></p> <p>III. <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</u></p> <p>IV. <u>緊急安全対策等の実施状況</u></p> <p>V. <u>放射性廃棄物管理の実施状況</u></p> <p>VI. 抜き打ち検査</p> <p>2) <u>追加検査項目</u> なし</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>①保守管理の不備について</p> <p>今回の保安検査期間中に保守管理不備に係る不適合報告書により点検時期を超過した不適合が多数発生している旨の報告を受けたことから、本不適合に係る保安規定違反の有無を確認するため、検査日程を2日間延長し、当該検査項目を追加することとした。</p> <p>イ)安全機能要求があり、かつ、定められた頻度を遵守した点検が行われていない3機器を代表で選定し、保全の実施状況及び関連する記録を確認した。</p> <p>その結果、保全計画に規定された点検頻度、時期を遵守した点検が行われていないこと、保全の有効性評価結果等に基づく点検頻度又は時期の見直しが適切に実施されていないこと、点検頻度を遵守すべき業務要求事項としての認識が不十分なため、不適合として検出されず、特別採用※を含めた不適合管理が行われていない等の事実を確認した。</p> <p>※不適合の原子力安全への影響に対する評価を行い、それが許容可能なものであるとされた場合に、その不適合に対する処置を行わないこと。</p> <p>ロ)イ)の確認結果を踏まえ、事業者から報告のあった9, 679機器のうち、事業者が作成した機器リスト(476機器)から82機器(クラス1全63機器、クラス2、3計19機器)を選定し、以下の事実を確認した。</p> <p>超過があったとされる機器以外にも、点検時期を超過し点検が行われていない安全上最も重要な機器(クラス1機器)があること等が認められ、現時点では、事業者の情報等が整理されておらず、点検超過機器の具体数や安全性への影響の程度等、本件の具体的詳細を確認することが出来ない状態であることが確認された。また、適切な評価をせずに点検間隔等が変更されており、現時点においても点検がなされていない機器が4機器あることを確認した。</p> <p>これらから本件は、保安規定第3条(品質保証)及び第103条(建設段階における保守管理計画)に抵触すると判断する。</p> <p>なお、これまで確認された事実から、本件については、原子炉等規制法第35条第1項(原子炉施設の保全)及び第37条第4項(保安規定の遵守)に違反し、原子炉施設の保全が適切に実施されていないと判断し、第36条第1項に基づく保安措置命令及び第67条第1項の規定に基づく報告徴収を行った。本件については、引き続き事業者からの報告内容を踏まえ、必要な対応を行うこととする。</p>

検査結果  
(報告書の総合評価部分を抜粋)

## ②その他の検査項目について

設備健全性確認の実施状況、特別な保全計画（炉内中継装置関連）の実施状況、不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況、並びに、緊急安全対策等の実施状況について確認を行った。また、これらに加え、放射性廃棄物管理の実施状況について、一連の保安活動が保安規定を遵守し適切に実施されているかを確認した。

検査の結果、設備健全性確認に関しては、水・蒸気系設備及び1・2次系設備について選定した機器が、定められた保全計画に基づき点検等が行われていることを確認した。

特別な保全計画（炉内中継装置関連）の実施状況については、炉内中継装置落下事象の再発防止及び水平展開として、設計段階の要求事項の妥当性確認等の項目が計画どおりに進められていることを確認した。炉内中継装置落下事象に係る根本原因分析の結果を踏まえた対策は、行動計画が策定され計画に従い実施されていることを確認した。

不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況に関する①以外の項目として、2次系ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器（RID）LCO逸脱事象の再発防止対策については、低温停止時以外に機能要求のある設備に対する対策は継続中であり、平成25年度末までには完了させる予定あることを確認した。今後も、その進捗状況を保安検査等で確認する。原子炉容器廻り1次主冷却系ナトリウム漏えい検出設備（SID）の指示不良については、設備対策及び運用面の対策が完了していること確認した。原子炉パーシヤルトリップ警報発信事象については、人的過誤の対策として管理面及び設備面に係る対策を行い、対外連絡の遅れ対策として社内規定を改定していることを確認した。

緊急安全対策の実施状況については、前回以降の対策実施状況を確認し、計画に従い対策が実施されていること、計画された教育訓練は着実に実施されていること、資機材等の管理が適切に実施されていることを確認した。

放射性廃棄物管理の実施状況として、事故由来の放射性廃棄物降下物に係る管理状況を確認した結果、保安規定の改定及び関連する二次、三次文書の改訂作業が行われていることを確認した。

また、保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。抜き打ち検査として、アラームタイパーの運用状況を確認し、過去の警報内容が確実に保存されていること等を確認した。

これまで確認された事実から、今回の保安検査を総括すると、

- ・保守管理の不備については、保全計画に従った保守点検が行われず点検時期超過となった機器があること、これら機器には安全上重要度の高いクラス1機器も含まれていることから、原子炉等規制法第35条第1項（原子炉施設の保全）及び第37条第4項（保安規定の遵守）に違反し、原子炉施設の保全が適切に実施されていないと判断する。
- ・本件については、引き続き事業者からの報告内容を踏まえ、必要な対応を行うこととする。
- ・その他の検査項目に係る保安活動については、検査で確認した範囲において問題は確認されなかった。

別表 2 : 保安規定違反判定区分「監視」について

発電所	件数	保安規定違反の概要
東京電力株式会社 福島第一原子力発電所	5 件	<p><b>【件名 新設及び改良した設備に関する工事部門から発電部門への移管手順の不明確について】</b></p> <p>今回の保安検査の検査項目である「電気設備に係る保安活動の実施状況」の一環として、新設及び改良した設備に関する発電部門への移管手順について確認したところ、工事担当部門から設備管理部門（発電部門）への設備の移管手順が不明確であった。また、タービン建屋内の炉内注水系ラインに付属する設備が、運用開始後も工事担当部門から設備管理部門に移管されていない等、一部の設備が適切に移管されていないことを確認した。</p> <p>今回確認した事例では、工事担当部門と設備管理部門が、個別事案毎に点検等の所要の措置を講じていたことから、原子力安全に影響がなかったと考えられるが、事故後の現状に即した設備移管に関する明確なルールが定められていなかったことは、保安規定第 1 2 2 条の 2（品質保証計画）の第 7. 1 項（業務の計画）に抵触するものであり「監視」と判定する。今後、事業者において、設備移管に係る明確なルールとして、業務フローを作成するとしていることから、その作成状況等について確認していく。</p>
		<p><b>【件名 不適合管理における管理対象判断基準の不明確について】</b></p> <p>今回の保安検査の検査項目である「汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況の検査」の一環として、漏えいに係る不適合が適切に管理されているか確認した。不適合は、その内容や重要度に応じて、組織全体として管理を行う「管理対象不適合」と各担当グループで管理する「それ以外の不適合」とに分けて管理されているが、その分け方の判断基準が不明確であり、結果として、複数の部門で改善を検討すべき事案が、「管理対象不適合」ではなく「それ以外の不適合」として扱われている事例が確認された。</p> <p>これまでのところ、組織として管理すべき不適合と区分されなかったことに起因する類似事案が発生していないことから、原子力安全への影響は出ていないが、組織として管理すべき重要な不適合が適切に管理されず、組織としての改善の機会を逃すことにより原子力安全への影響を及ぼしかねない状況であることから、保安規定第 1 2 2 条の 2（品質保証計画）第 8. 3 項（不適合管理）に抵触するものであり「監視」と判定する。当該事象を受け、今後、事業者は管理対象不適合の判断基準をマニュアル又はガイドにより明確にする、としており、事業者の改善状況等を確認していく。</p>
		<p><b>【件名 保安規定で定める運転上の制限に関する警報の記録に関する手順の不明確について】</b></p> <p>今回の保安検査で抜き打ち検査として実施した「事故時等における記録及び保存の徹底について」の一環として、保安規定第 167 条（記録）に基づきその記録の作成・保存する警報のうち、運転上の制限に関する警報について確認したところ、その一部である所内電源系統に関わる警報が記録する警報を定めている文書から漏れていることを確認した。しかし、別途関連するマニュアルにより、当直長は重要な警報や監視項目の記録を残すことになっており、施設の状況が適正に作成し保存できていたことから、原子力の安全への影響はなかったと考えられるが、当該警報が保安規定第 167 条（記録）で求める記録対象として記録する仕組みになっていなかったことは、「運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容」の記録を求めている同</p>

		<p>条に抵触するものであり「監視」と判定する。事業者は、今後運転上の制限値に係る警報を明確に定めていくとしており、その改善状況を確認していく。</p> <p><b>【件名 淡水化処理設備 3 のドレンホース抜けによる処理水漏えいについて】</b></p> <p>平成 24 年 12 月 10 日に発生した当該事象について、今回の保安検査の検査項目である「汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況」の一環として確認を行った。当該事象は、淡水化処理設備の逆浸透膜装置※<sup>1</sup>で汚染水処理中にドレンホース※<sup>2</sup>が外れ、そこから処理水が床に漏れ出したもの。</p> <p>通常、汚染水を処理している間は、ドレンホースの元弁は閉となっているが、何らかの理由によりこの弁が半分開いた状態となり、ドレンホースに高い圧力がかかったため、抜け落ちたものと推定している。</p> <p>このドレンホースは、汚染水の処理を行っている間は使用しないため、高い圧力がかかれば、容易に抜けてしまう構造であった。したがって、汚染水処理中に弁の誤操作等があれば、ドレンホースが抜けてしまうことは容易に推定でき、その防止対策を事前に講じる必要があることから、保安規定第 1 2 2 条の 2（品質保証計画）第 7. 5 項（業務の実施）で求めている「適切な設備の使用」を満足せず、同条に抵触するものであり「監視」と判断する。この事象を受け、事業者は、設備的な予防保全等を図るとしており、その状況を確認していく。</p> <p>※ 1 逆浸透膜装置；福島第一原子力発電所の施設内に滞留している汚染水から塩分を除去するための装置。塩分が除去された汚染水は、原子炉に注水される。</p> <p>※ 2 逆浸透膜装置内の汚染水を排水する際に用いるホース。汚染処理中には隔離されており、使用しない。</p> <p><b>【件名 3 号機タービン建屋ろ過水移送用ホースからの漏えいについて】</b></p> <p>平成 24 年 12 月 11 日に発生した当該事象について、今回の保安検査の検査項目である「汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況」の一環として確認を行った。当該事象は、福島第一原子力発電所 1 号機のタービン建屋内に新たに設置した滞留水を移送するための配管の耐圧試験中に接合部が外れ、そこから漏洩があったもの。これまでも同様の漏洩事象が発生しており、そのために必要な予防処置が適切に行われていなかった。接合部から漏洩したのは試験的に通水した汚染のないろ過水であったこと、漏えいが屋内に止まったこと等から原子力安全への影響はなかったが、これは適切な再発防止対策を怠っていたために発生した事象であることから、保安規定第 1 2 2 条の 2（品質保証計画）第 8. 5. 3 項（予防措置）に抵触するものであり、「監視」と判断する。この事象を受け事業者は、当該設備の施工状況等の調査終了後、必要な対策を講じるとしており、その状況について確認していく。</p>
東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	2件	<p><b>【件名 5 号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて】</b></p> <p>今回の保安検査において、「その他の検査」として、柏崎刈羽原子力発電所 5 号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて確認を行った。</p> <p>平成 2 4 年 1 1 月 1 日の気体廃棄物管理日報において、5 号機で希ガス放出濃度値が記録されたことに対し、当初、非常用ガス処理系の定例試験時に測定値の一時的なゆらぎがあったものとして当直長に通知されていたが、その後、保安検査官からの問い合わせがあったことも踏まえ、当該事象を詳細に確認したところ、バックグラウンドレベルの計算設定値において、二つある系統のうち他方のモニタのバック</p>

	<p>クグラウンド測定値と当該モニタの測定値とを取り違えたため、9月28日以降、非常用ガス処理系放射線モニタで希ガスが検出され易い状態となっており、希ガス放出濃度値が記録されたことが判明した。</p> <p>当該事象は、結果的にバックグラウンド値が安全側に設定されており、検出限界値を超える放射性気体廃棄物が放出されていないことが確認されたことから、原子力の安全に影響を与えるものではなかった。しかしながら、9月28日から11月7日までバックグラウンドレベルの設定誤りに気付かず、11月1日から14日までの間、当直長に誤った内容の通知が行われていたことは、保安規定第3条（品質保証）第7. 5. 1項（業務の管理）に抵触するものであり「監視」と判断する。</p> <p>事業者は当該事象を受け、非常用ガス処理系放射線モニタのバックグラウンド設定誤りが発生しないよう、作業プロセスを改善するとともに、ソフトの改良を検討すること、放出に関わる類似の事象が発生した場合には、速やかに当直長はじめ関係者へ情報共有を行うこと等の防止策を講じるとしており、その状況について確認していく。</p> <p><b>【件名 低レベル放射性廃棄物（濃縮廃液分析試料）の誤廃棄について】</b></p> <p>平成24年10月24日、柏崎刈羽原子力発電所5号機の高電導度廃液系濃縮器※からの廃液を採取した試料ボトル（2リットル）の紛失が確認された。その後、関連するエリアを探索したが発見することはできなかった。</p> <p>当該事象について、今回の保安検査において、「その他の検査」として確認を行った。当該試料は、濃縮廃液の分析試料として採取され、1リットルの試料ボトル2本に収納の上保管された。その後、試料の写真撮影を行うため保管場所を確認したところ、紛失に気がついたものである。その後の調査により、当該試料は、誤って現場のサンプリングシンクへ廃棄されたものと推定された。また、保管場所に保管された試料ボトルには、日付、採取号機、管理 No. を記載するルールになっていたが、管理 No. が記載されていないまま保管されている複数の試料ボトルが確認されていることから、当該試料ボトルについても、同様の不適切な管理がなされていたものと推定している。今回、誤って廃棄したと思われる試料はサンプリングシンクから濃縮廃液タンクへ移行し、適切に処理されたと考えられることから原子力の安全への影響はなかったが、今回の事象は試料ボトルに管理 No. をつけずに不適切な管理を行ったことに起因すると思われることから、保安規定第3条（品質保証）第7. 5項（業務の実施）等に抵触するものであり「監視」と判断する。</p> <p>当該事象を受け、事業者は保管すべき試料の識別管理方法を明確にする等の対策を講じるとしており、その状況について確認していく。</p>
--	--

別表 3 : 安全確保上重要な行為の保安検査について

発電所			安全確保上重要な行為の保安検査	検査実施期間		
東北電力	女川	1号機	海水系統切替え時の保安検査	2012/11/13	～	2012/11/16
東京電力	福島第一	6号機	海水系統切替え時の保安検査	2012/11/19	～	2012/11/28
関西電力	美浜	3号機	ミッドループ運転時の保安検査	2012/12/12	～	2012/12/17
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2012/12/21	～	2012/12/26
	高浜	1号機	ミッドループ運転時の保安検査	2012/12/4	～	2012/12/10
			燃料取替え（取出）時の保安検査	2012/12/14	～	2012/12/18
中国電力	島根	2号機	燃料取替え（取出）時の保安検査	2012/12/19	～	2012/12/21
			燃料取替え（装荷）時の保安検査	2012/12/27	～	2012/12/28

加工事業者・再処理事業者・原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）  
・使用者に係る保安検査結果報告

## 【加工事業者（1／6）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所（加工施設）</p> <p>②加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>③最大処理能力：1, 890tU/年 （濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：平成3年9月</p>
3. 検査実施期間	平成24年12月5日～12月11日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・保安上特に管理を必要とする設備の保守管理の実施状況 ・施設定期自主検査等の実施状況</p> <p>②重点検査項目 ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況 ・保安上特に管理を必要とする設備の保守管理の実施状況</p> <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、加工事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（2／6）】

1. 事業者名	三菱原子燃料株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：三菱原子燃料株式会社                  ②加工の方法：再転換、成型（加圧水型軽水炉用）                  ③最大処理能力：                  475 tU／年（濃縮度5%以下）（転換）                  440 tU／年（濃縮度5%以下）（成型）                  ④事業開始年月：昭和47年1月</p>
3. 検査実施期間	平成24年11月13日～11月16日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目                  ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況                  ・首藤バルブ製弁に関する指示に基づく取組状況                  ・保守管理に係る取組状況                  ・放射性廃棄物の管理状況</p> <p>②重点検査項目                  ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況                  ・首藤バルブ製弁に関する指示に基づく取組状況</p> <p>③逐条検査項目                  なし</p> <p>④フォローアップ検査項目                  なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況」、「首藤バルブ製弁に関する指示に基づく取組状況」、「保守管理に係る取組状況」及び「放射性廃棄物の管理状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、加工事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（3／6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：原子燃料工業株式会社 東海事業所(加工施設)          ②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用）          ③最大処理能力：250tU/年（濃縮度5%以下）          ④事業開始年月：昭和55年1月</p>
3. 検査実施期間	平成24年11月19日～11月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①検査項目          ・不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況          ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況          ・保守管理に係る取組状況          ・首藤バルブ製弁に関する指示に基づく取組状況</p> <p>②重点検査項目          ・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況          ・保守管理に係る取組状況          ・首藤バルブ製弁に関する指示に基づく取組状況</p> <p>③逐条検査項目          なし</p> <p>④フォローアップ検査項目          なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置に係る取組状況」、「安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況」、「保守管理に係る取組状況」及び「首藤バルブ製弁に関する指示に基づく取組状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、加工事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視並びに施設定期自主検査への立会を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題のないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（4／6）】

1. 事業者名	株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン                  ②加工の方法：成型（沸騰水型軽水炉用）                  ③最大処理能力：750tU／年（濃縮度5%以下）                  ④事業開始年月：昭和45年8月</p>
3. 検査実施期間	平成24年12月3日～12月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目                  ・マネジメントレビューの実施状況                  ・内部監査の実施状況                  ・非常時の措置の実施状況                  ・保守管理の実施状況</p> <p>②重点検査項目                  ・マネジメントレビューの実施状況                  ・非常時の措置の実施状況</p> <p>③逐条検査項目                  なし</p> <p>④フォローアップ検査項目                  なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「マネジメントレビューの実施状況」、「内部監査の実施状況」、「非常時の措置の実施状況」及び「保守管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、加工事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（5／6）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：原子燃料工業株式会社 熊取事業所                  ②加工の方法：成型（加圧水型軽水炉用）                  ③最大処理能力：383tU／年（濃縮度5%以下）                  ④事業開始年月：昭和47年</p>
3. 検査実施期間	平成24年12月3日～12月7日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目                  ・安全文化の醸成の実施状況                  ・核燃料物質の管理の実施状況                  ・首藤バルブ製弁に関する指示に基づく取組状況                  ・非常時の措置の実施状況                  ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>②重点検査項目                  ・首藤バルブ製弁に関する指示に基づく取組状況                  ・非常時の措置の実施状況                  ・不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</p> <p>③逐条検査項目                  なし</p> <p>④フォローアップ検査項目                  なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「安全文化の醸成の実施状況」、「核燃料物質の管理の実施状況」、「首藤バルブ製弁に関する指示に基づく取組状況」、「非常時の措置の実施状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、加工事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【加工事業者（6／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター（加工施設）</p> <p>②加工の方法：ウラン濃縮</p> <p>③最大処理能力：200tU／年（濃縮度5%以下）</p> <p>④事業開始年月：昭和63年3月</p>
3. 検査実施期間	平成24年11月20日～11月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況</li> <li>・保安規定の変更認可に係る遵守状況</li> <li>・核燃料物質等の管理に関する実施状況</li> <li>・施設定期自主検査の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全性に関する総合的評価（ストレステスト）の実施に係る指示に基づく取組状況</li> <li>・保安規定の変更認可に係る遵守状況</li> </ul> <p>③逐条検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料物質等の管理に関する実施状況</li> </ul> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「ストレステストの実施に係る指示に基づく取組状況」及び「保安規定の変更認可に係る遵守状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、加工事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認及び施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【再処理事業者（1／2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：日本原燃株式会社 再処理事業所          ②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）          ③最大処理能力：800t・Upr/年（4.8t・Upr/日）          ④事業開始年月：平成11年12月          （使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設）</p>
3. 検査実施期間	平成24年12月3日～12月14日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> <li>・ 安全上重要な設備の保守管理の実施状況</li> <li>・ 再処理施設のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況</li> <li>・ マネジメントレビューの実施状況</li> <li>・ 再処理施設の改造における保守管理の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> <li>・ 安全上重要な設備の保守管理の実施状況</li> <li>・ 再処理施設のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況</li> </ul> <p>③逐条検査項目 なし</p> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「安全上重要な設備の保守管理の実施状況」及び「再処理施設のしゅん工準備に係る保安活動の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、再処理事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【再処理事業者（2/2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<p>①名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 核燃料サイクル工学研究所（再処理施設）</p> <p>②再処理の方法：湿式法（ピューレックス法）</p> <p>③最大処理能力：210 tU/年（0.7 tU/日）</p> <p>④事業開始年月：昭和56年1月</p>
3. 検査実施期間	平成24年11月26日～12月7日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①保安検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取組状況</li> <li>・外部委託業務に係る保安活動の実施状況</li> <li>・管理区域等への出入及び被ばく管理の実施状況</li> <li>・放射線管理用機器等の管理の実施状況</li> <li>・保安規定の変更認可に係る遵守状況</li> <li>・事業者の安全確保活動（巡視・点検等）の実施状況（抜き打ち的手法を活用）</li> </ul> <p>②重点検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取組状況</li> </ul> <p>③逐条検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安規定の変更認可に係る遵守状況</li> </ul> <p>④フォローアップ検査項目 なし</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取組状況」「外部委託業務に係る保安活動の実施状況」等を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の保安状況については、再処理事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（1／6）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成24年12月12日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査 ・放射線管理の実施状況</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（2／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成24年12月11日～12月14日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況（クリアランスを含む）</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況（クリアランスを含む）」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」を、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（3／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成24年11月27日～11月29日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物の管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故・トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物の管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」を、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故・トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（4／6）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成24年12月11日～12月12日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故・トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」を、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故・トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（5／6）】

1. 事業者名	学校法人近畿大学
2. 事業所名	近畿大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成24年11月21日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理の実施状況</li> <li>・核燃料管理の実施状況</li> <li>・放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防対策の実施状況について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「核燃料管理の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」を、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）（6／6）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成24年11月27日～11月28日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨界装置の取扱いの実施状況</li> <li>・ 施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核燃料物質の管理について（臨界装置）</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「臨界装置の取扱いの実施状況」及び「施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務の実施状況」を、重点検査項目として「核燃料物質の管理について（臨界装置）」について検査を実施した。</p> <p>施設への立ち入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（1／15）】

1. 事業者名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
2. 事業所名	ニュークリア・デベロップメント株式会社
3. 検査実施期間	平成24年12月7日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（2／15）】

1. 事業者名	原子燃料工業株式会社
2. 事業所名	東海事業所
3. 検査実施期間	平成24年11月26日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（3／15）】

1. 事業者名	日本核燃料開発株式会社
2. 事業所名	日本核燃料開発株式会社
3. 検査実施期間	平成24年12月10日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（4／15）】

1. 事業者名	株式会社東芝
2. 事業所名	株式会社東芝 原子力技術研究所
3. 検査実施期間	平成24年12月12日 ～ 12月13日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理</li> <li>・放射線測定</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理」及び「放射線測定」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（5／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター原子力科学研究所
3. 検査実施期間	平成24年11月27日 ～ 11月30日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（6／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所
3. 検査実施期間	平成24年12月12日 ～ 12月14日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（7／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（北地区）
3. 検査実施期間	平成24年12月17日 ～ 12月19日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（8／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区）
3. 検査実施期間	平成24年12月4日 ～ 12月6日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（9／15）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	人形峠環境技術センター
3. 検査実施期間	平成24年12月5日 ～ 12月7日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性廃棄物の管理の実施状況</li> <li>・非常の場合に採るべき措置の実施状況</li> <li>・保安教育訓練の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の定期的な自主検査の実施状況</li> <li>・火災予防対策の実施状況について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射性廃棄物の管理の実施状況」、「非常の場合に採るべき措置の実施状況」及び「保安教育訓練の実施状況」について、重点検査項目として「施設の定期的な自主検査の実施状況」及び「火災予防対策の実施状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（10／15）】

1. 事業者名	独立行政法人産業総合技術研究所
2. 事業所名	つくば中央第二事業所
3. 検査実施期間	平成24年12月18日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備操作の実施状況</li> <li>・放射線管理の実施状況</li> <li>・保守管理の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防対策の実施状況について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「設備操作の実施状況」、「放射線管理の実施状況」及び「保守管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（11／15）】

1. 事業者名	独立行政法人放射線医学総合研究所
2. 事業所名	独立行政法人放射線医学総合研究所
3. 検査実施期間	平成24年12月7日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理の実施状況</li> <li>・設備操作の実施状況</li> <li>・放射性廃棄物管理の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防対策の実施状況について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「設備操作の実施状況」及び「放射性廃棄物管理の実施状況」について、重点検査項目として「火災予防対策の実施状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（12／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	六ヶ所保障措置センター
3. 検査実施期間	平成24年12月17日 ～ 12月18日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理の実施状況</li> <li>・放射線測定の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「放射線測定の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（13／15）】

1. 事業者名	公益財団法人核物質管理センター
2. 事業所名	東海保障措置センター
3. 検査実施期間	平成24年11月22日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（14／15）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院 工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成24年12月21日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理の実施状況</li> <li>・ 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>・ 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」について、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故、トラブルを防止するための対策について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【使用者（15／15）】

1. 事業者名	国立大学法人京都大学
2. 事業所名	京都大学原子炉実験所
3. 検査実施期間	平成24年11月26日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設への立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>①基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保守管理の実施状況</li> <li>・核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬の実施状況</li> </ul> <p>②重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・核燃料物質の管理状況について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、基本検査項目として「保守管理の実施状況」及び「核燃料物質の受渡し、貯蔵、運搬の実施状況」について、重点検査項目として「核燃料物質の管理状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題が無いことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

## 【廃棄物埋設施設（1／2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所</li> <li>・ 施設の種類：廃棄物埋設施設 〔1号廃棄物埋設施設〕</li> <li>・ 事業開始年月：平成4年12月</li> <li>・ 最大処理能力：40,960m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶204,800本相当)</li> <li>〔2号廃棄物埋設施設〕</li> <li>・ 受入れ開始年月：平成12年10月</li> <li>・ 最大処理能力：41,472m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶207,360本相当)</li> </ul>
3. 検査実施期間	平成24年11月29日 ～ 12月3日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物埋設管理の実施状況及び廃棄物埋設地の管理の実施状況</li> <li>・ 保安規定の変更条項の遵守状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「廃棄物埋設管理の実施状況及び廃棄物埋設地の管理の実施状況」及び「保安規定の変更条項の遵守状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物埋設施設（2/2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター原子力科学研究所</li> <li>・ 施設の種類：廃棄物埋設施設</li> <li>・ 事業開始年月：平成7年11月</li> <li>・ 最大埋設能力：非固型化コンクリート等廃棄物約2,520m<sup>3</sup></li> <li>・ 平成8年3月廃棄物の定置完了、平成8年9月覆土完了、平成9年10月保全段階へ移行</li> </ul>
3. 検査実施日	平成24年12月12日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年度の保安活動の総括への取組状況</li> <li>・ 内部監査の実施状況等</li> <li>・ 異常時の措置に係る検査及び試験状況並びに異常時の措置に係る実施状況</li> <li>・ 埋設保全区域の管理の状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「平成24年度の保安活動の総括への取組状況」、「内部監査の実施状況等」、「異常時の措置に係る検査及び試験状況並びに異常時の措置に係る実施状況」及び「埋設保全区域の管理の状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の管理状況については、廃棄事業者からの施設の管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物管理施設（1／2）】

1. 事業者名	日本原燃株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：日本原燃株式会社 再処理事業所</li> <li>・ 施設の種類：廃棄物管理施設（仏国、英国からの返還高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の管理施設）</li> <li>・ 最大管理能力：ガラス固化体 2,880本</li> <li>・ 冷却方式：間接自然空冷方式</li> <li>・ 事業開始年月：平成7年4月</li> </ul>
3. 検査実施期間	平成24年11月26日 ～ 11月28日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況</li> <li>・ 物品移動の管理の実施状況</li> <li>・ 警報記録に係る保守点検等の状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「不適合管理、是正処置及び予防処置の実施状況」、「物品移動の管理の実施状況」及び「警報記録に係る保守点検等の状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、廃棄事業者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【廃棄物管理施設（2／2）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター</li> <li>・ 施設の種類：廃棄物管理施設</li> <li>・ 事業開始年月：平成8年3月</li> <li>・ 最大受入れ数量：液体廃棄物9,400m<sup>3</sup>/年 固体廃棄物 845m<sup>3</sup>/年</li> <li>・ 最大管理能力：廃棄体8,559m<sup>3</sup> (200リットルドラム缶換算 42,795本相当)</li> </ul>
3. 検査実施期間	平成24年12月18日 ～ 12月20日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性固体廃棄物管理の実施状況</li> <li>・ 事故時等における警報装置から発せられた警報の内容の記録及びその保存の実施状況</li> <li>・ 保安規定変更の遵守状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「放射性固体廃棄物管理の実施状況」、「事故時等における警報装置から発せられた警報の内容の記録及びその保存の実施状況」、「保安規定変更の遵守状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の廃棄物管理施設の管理状況については、廃棄事業者からの聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉施設（廃止措置）（1／8）】

1. 原子炉設置者名	日本原子力発電株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：日本原子力発電株式会社 東海発電所</li> <li>・ 施設の種類：原子炉施設</li> <li>・ 廃止措置計画の認可：平成18年6月30日 （解体届提出：平成13年10月）</li> <li>・ 全体工程：平成13～32年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉領域安全貯蔵：平成13～25年度</li> <li>原子炉領域解体撤去：平成26～31年度</li> <li>原子炉領域以外解体撤去：平成13～31年度</li> <li>建屋等解体撤去：平成31～32年度</li> </ul> </li> </ul> <p>（放射能濃度の測定及び評価方法の認可：平成18年9月）</p>
3. 検査実施期間	平成24年11月12日～11月16日、12月27日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達管理の実施状況</li> <li>・ 不適合管理の実施状況</li> <li>・ 放出管理用計測器及び放射線計測器類の管理の実施状況</li> <li>・ 廃止措置中の施設巡視実施状況等の確認</li> <li>・ 安全貯蔵措置隔離状況の確認</li> <li>・ 周辺監視区域設備の管理状況の確認</li> <li>・ 廃止措置計画認可申請書の計算データ入力誤り再発防止対策の実施状況の確認</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「調達管理の実施状況」、「不適合管理の実施状況」、「放出管理用計測器及び放射線計測器類の管理の実施状況」、「廃止措置中の施設巡視実施状況等の確認」「安全貯蔵措置隔離状況の確認」及び「周辺監視区域設備の管理状況の確認」を検査項目として検査を実施した。また、平成24年8月に最終報告された東海発電所廃止措置計画認可申請に係るデータ誤入力を踏まえて、措置された再発防止対策の実施状況についても確認した（別紙参照）。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の廃止措置管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

## 東海発電所廃止措置計画認可申請に係るデータ誤入力を踏まえた再発防止対策の実施状況に対する保安検査について

### 1. 経緯

平成18年6月に認可された「東海発電所廃止措置計画認可申請書」に関し、日本原子力発電(株)から、平成22年2月、放射性液体廃棄物の放出管理目標値等に係る入力データの一部に誤りがあることが報告され、平成23年9月に修正された報告書が提出されたが、修正漏れが認められた。原子力安全・保安院の指示に基づき、再度、再発防止対策及び修正作業が行われ、最終報告書及び誤入力を修正した「東海発電所廃止措置計画変更認可申請書」が、平成24年8月に提出された。

本件に関して措置された再発防止対策の実施状況について、平成24年度第3回保安検査において確認した。

### 2. 保安検査内容

再発防止対策に基づき適切に修正作業が実施されていること、再発防止対策が保安規定に基づく関連規定に確実に反映され、改正されていること等を確認した。

#### (1) 再発防止対策の実施状況

本件に係る主な再発防止対策は以下のとおりで、検査を行った範囲においては、修正作業が適切に実施されていることを確認した。

- ①計算の過程で、計算委託先及び日本原子力発電(株)がチェックポイントを設け、相互にダブルチェックを行うこと。
- ②データの照合にあたっては、電子的照合プログラムを用いて、出入力データの全数チェックを行うこと。

#### (2) 品質マネジメントシステムの改正状況

保安規定の下部規定である「許認可申請等に係る解析業務等の確認要領」が、再発防止対策を踏まえて改正され、関係部署に周知されていることを確認した。

#### (3) トップマネジメントの関与

平成24年4月に行われたマネジメントレビューにおいて、プロセスの有効性の改善として、社長から、再発防止対策の徹底及びQMS規定への反映等に係る指示がなされていることを確認した。

### 3. 確認結果

以上のことから、措置された再発防止対策は適切に実施されており、保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

【原子炉施設（廃止措置）（2／8）】

1. 原子炉設置者名	中部電力株式会社
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：中部電力株式会社 浜岡原子力発電所1号原子炉及び2号原子炉</li> <li>・ 施設の種類：原子炉施設</li> <li>・ 廃止措置計画の認可：平成21年11月18日</li> <li>・ 全体工程：平成21～48年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>解体工事準備期間：平成21～26年度</li> <li>原子炉領域周辺設備解体撤去期間：平成27～34年度</li> <li>原子炉領域解体撤去期間：平成35～41年度</li> <li>建屋等解体撤去期間：平成42～48年度</li> </ul> </li> </ul>
3. 検査実施期間	<p>平成24年11月26日～11月28日 平成24年12月10日～12月12日</p>
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（検査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃止措置管理の実施状況</li> <li>・ 本年9月6日に認可された保安規定の変更条項に係る実施状況</li> <li>・ 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査においては、「廃止措置管理の実施状況」、「本年9月6日に認可された保安規定の変更条項に係る実施状況」及び「東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた緊急安全対策等の実施状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき、保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、記録の確認、施設の巡視等を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉施設（廃止措置）（3／8）】

1. 原子炉設置者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所及び施設の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名称：独立行政法人日本原子力研究開発機構 敦賀本部 原子炉廃止措置研究開発センター (通称：ふげん)</li> <li>・ 施設の種類：原子炉施設</li> <li>・ 廃止措置計画の認可：平成20年2月12日</li> <li>・ 全体工程：平成19～45年度 <ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料搬出期間：平成19～29年度</li> <li>原子炉周辺設備解体撤去期間：平成30～34年度</li> <li>原子炉本体解体撤去期間：平成35～43年度</li> <li>建屋解体期間：平成44～45年度</li> </ul> </li> </ul>
3. 検査実施期間	平成24年11月26日～11月30日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安検査の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により、保安検査を実施した。</p> <p>(検査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年8月10日に変更認可された保安規定の変更状況に係る保安活動の実施状況について（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）</li> <li>・ 原子炉を活用した調査及び研究計画に係る保安規定の遵守状況</li> <li>・ 廃止措置計画に係る保安規定の遵守状況</li> <li>・ 不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取り組み状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の検査においては、「平成24年8月10日に変更認可された保安規定の変更状況に係る保安活動の実施状況について（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）」、「原子炉を活用した調査及び研究計画に係る保安規定の遵守状況」、「廃止措置計画に係る保安規定の遵守状況」及び「不適合管理、是正処置及び予防処置に関する取り組み状況」を検査項目として検査を実施した。</p> <p>検査の結果、各検査項目については、保安規定に基づき各保安活動が適切に実施されており、保安規定違反となる事項は認められなかった。</p> <p>保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視を行った結果、検査を行った範囲においては、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉施設（廃止措置）（4/8）】

1. 事業者名	株式会社日立製作所
2. 事業所名	原子力事業統括本部王禅寺センタ
3. 検査実施期間	平成24年11月28日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 放射線管理の実施状況</li> <li>② 保安管理の実施状況</li> <li>③ 保安・品質保証教育及び保安訓練の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「保安管理の実施状況」及び「保安・品質保証教育及び保安訓練の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉施設（廃止措置）（5/8）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	青森研究開発センターむつ事務所
3. 検査実施期間	平成24年12月12日～平成24年12月13日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 放射線管理の実施状況</li> <li>② 保安訓練の実施状況</li> </ul> <p>(2) 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 管理区域の出入管理について</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」及び「保安訓練の実施状況」、重点検査項目として「管理区域の出入管理について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉施設（廃止措置）（6/8）】

1. 事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構
2. 事業所名	大洗研究開発センター（南地区） （重水臨界実験装置に限る）
3. 検査実施期間	平成24年12月13日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>（1）基本検査</p> <p>① 放射性廃棄物管理の実施状況</p> <p>② 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</p> <p>（2）重点検査</p> <p>① 施設定期自主検査の実施状況</p> <p>② 事故・トラブルを防止するための対策について</p> <p>（3）抜打ち検査</p> <p>① 核燃料物質の管理のうち、核燃料の貯蔵の状況について</p>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」及び「事故・トラブルを防止するための対策について」、並びに抜打ち検査項目として「核燃料物質の管理のうち、核燃料の貯蔵の状況について」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉施設（廃止措置）（7/8）】

1. 事業者名	学校法人立教学院
2. 事業所名	立教大学原子力研究所
3. 検査実施期間	平成24年12月17日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 放射線管理の実施状況</li> <li>② 健康管理の実施状況</li> <li>③ 原子炉施設の管理（年間管理計画の実施状況、警報装置及び異常発生 of 措置を除く）の実施状況</li> <li>④ 保守管理の実施状況</li> <li>⑤ 保安教育及び保安訓練の実施状況</li> </ul> <p>(2) 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃止措置工事管理の実施状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「放射線管理の実施状況」、「健康管理の実施状況」、「原子炉施設の管理（年間管理計画の実施状況、警報装置及び異常発生 of 措置を除く）の実施状況」、「保守管理の実施状況」及び「保安教育及び保安訓練の実施状況」、重点検査項目として「廃止措置工事管理の実施状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>

【原子炉施設（廃止措置）（8/8）】

1. 事業者名	国立大学法人東京大学
2. 事業所名	東京大学大学院工学系研究科原子力専攻
3. 検査実施期間	平成24年12月20日
4. 検査の概要	<p>原子力保安検査官が、保安規定に基づく保安活動の状況について、施設の立入り、記録書類などの物件の検査、関係者への質問により保安検査を実施した。</p> <p>(1) 基本検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 運転管理の実施状況</li> <li>② 放射性廃棄物管理の実施状況</li> <li>③ 核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況</li> </ul> <p>(2) 重点検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設定期自主検査の実施状況</li> <li>② 事故、トラブルを防止するための対策について</li> </ul> <p>(3) 抜打ち検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 記録の保存状況</li> </ul>
5. 検査結果の概要	<p>今回の保安検査において、基本検査項目として「運転管理の実施状況」、「放射性廃棄物管理の実施状況」及び「核燃料物質の運搬、取扱等の実施状況」、重点検査項目として「施設定期自主検査の実施状況」、並びに抜打ち検査項目として「記録の保存状況」について検査を実施した。</p> <p>施設への立入り、物件検査、関係者への質問により実施した結果、保安規定の遵守状況の検査を実施した範囲では、特段問題がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。</p>